

# 調布市子ども発達センター 会計年度任用職員 選考実施案内

## 1 会計年度任用職員とは

地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定に基づき任用される非常勤職員です。

採用されますと、地方公務員として調布市で勤務していただき、服務規定（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

## 2 募集内容

職種	主な業務内容※1	募集人員	時給※2
作業療法士	(1)乳幼児に対する作業療法に関すること (2)乳幼児の家族に対する相談，助言その他支援に関すること (3)業務に関わる記録及び文書の作成	1名	3,030円
理学療法士	(1)乳幼児，肢体不自由児，重症心身障害児に対する運動療法（装具や靴，福祉用具に関する評価と助言などを含む）に関すること (2)乳幼児，肢体不自由児，重症心身障害児の家族に対する相談，助言その他支援に関すること (3)業務に関わる記録及び文書の作成	1名	3,030円

※1 言語聴覚士や心理士，保育士など，他職種と連携しながら，業務を行います。

※2 時給は，給与改定や最低賃金の改定等により変更する場合があります。

## 3 受験資格

令和7年10月1日以降，令和8年3月31日までの間で勤務が可能な方で，下記の受験資格を有する方。ただし，「禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」等，地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方を除く。

職種	受験資格
作業療法士	作業療法士の有資格者で，健康で，かつ，乳幼児を対象とした療育に関心・意欲をもって職務を遂行することができる方。 ( <u>発達領域における実務経験者は，採用において優遇</u> )
理学療法士	理学療法士の有資格者で，健康で，かつ，乳幼児を対象とした療育に関心・意欲をもって職務を遂行することができる方。 ( <u>発達領域における実務経験者は，採用において優遇</u> )

## 4 勤務条件

任用期間	1年以内（原則，令和7年10月1日～令和8年3月31日）
------	------------------------------

	※勤務成績が良好な場合に限り，次年度も再度任用される場合あり。
勤務場所	調布市子ども発達センター（調布市西町 290 番地 49）
勤務日数・時間	<p>【作業療法士】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月 8 日（毎月，採用時に決めた日数を勤務します。<u>勤務日数は応相談。兼業も可能</u>です。）</li> <li>・午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分（休憩 1 時間／実働 6 時間）</li> </ul> <p>※時間外勤務を命じる場合があります。</p> <p>【理学療法士】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月 8 日（毎月，採用時に決めた日数を勤務します。<u>勤務日数は応相談。兼業も可能</u>です。）</li> <li>・午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分（休憩 1 時間／実働 6 時間）</li> </ul> <p>※時間外勤務を命じる場合があります。</p>
報酬額	2 募集内容のとおり
期末手当	報酬月額 の 2.5 月分（令和 7 年度） ※在職期間等の条件に該当した場合に支給（6 月，12 月の年 2 回） 【参考】支給実績 令和 6 年度 報酬月額 の 2.5 月分
勤勉手当	報酬月額 の 2.35 月分（令和 7 年度） ※在職期間等の条件に該当した場合に支給（6 月，12 月の年 2 回）。 【参考】支給実績 令和 6 年度 報酬月額 の 2.35 月分
費用弁償	規程に基づき通勤費に相当する額を支給
報酬支給日	月末締め，翌月 20 日払い（口座振込）
社会保険	加入義務が生じた場合に加入（報酬から保険料を控除） ※加入する社会保険は，「東京都市町村職員共済組合」及び「厚生年金保険」。
雇用保険	加入義務が生じた場合に加入（報酬から保険料を控除）
年次有給休暇	任用期間及び勤務日数に応じて，規則に基づき付与

## 5 応募手続き

提出書類	<p>① 調布市子ども発達センター会計年度任用職員採用選考<b>申込書</b></p> <p>② 調布市子ども発達センター会計年度任用職員採用選考<b>受験票</b></p> <p>③ <b>資格を証する書類の写し</b></p> <p>④ <b>返信用封筒</b>（返信先を記入のうえ，長形 3 号封筒に 110 円切手を貼付したもの。子ども発達センターに直接書類をお持ちいただく場合は不要）</p>
申込方法	<p>【持参】</p> <p>調布市子ども発達センターに<b>本人が直接提出書類を持参</b></p> <p>【郵送】</p> <p>〒182-0032 調布市西町 290 番地 49</p> <p>調布市子ども発達センター採用担当 まで<b>簡易書留にて郵送</b></p>

	※受験票を返送するため、返信用封筒を同封 (長形3号封筒に返信先を記入のうえ、110円切手を貼付)
申込期間	決まり次第、募集を終了します。

## 6 施設見学の実施

採用選考に先立ち、希望者には、事業を行っている部屋を見ながら担当者から事業のご説明をいたします。

実施期間	随時
開催場所	〒182-0032 調布市西町290番地49 調布市子ども発達センター
対象	・今回の採用選考への応募がお済みの方 ※見学と同時に申し込みされる方も対象です。
申込方法	【E-mail】 「氏名」「住所」「電話番号」「希望日時」をご記入のうえ、下記のメールアドレスに送信してください。 メールアドレス：ayumi@city.chofu.lg.jp ※見学と同時に応募される方は、その旨、ご記入ください。
	【電話】 ご連絡の際、「氏名」「住所」「電話番号」「希望日時」をお伝えください。 電話：042-486-1190 ※見学と同時に応募される方は、その旨、お伝えください。
申込期間	随時

※ お申込み後、日時の調整をさせていただきます。

## 7 試験方法

申込受付後、書類選考(一次選考)を行います。一次選考後、面接及び療育体験(二次選考)を実施します。

一次選考の結果は、調布市ホームページにて発表します(ホームページに受験番号がない方は不合格)。一次選考の合格者(二次選考の対象者)には、個別に選考日時等の詳細を連絡します。

## 8 合格者の決定

- (1) 二次選考の結果により、最終合格者を決定します。最終合格者は、得点順に採用候補者名簿に登載し、状況に応じて採用します。
- (2) 採用候補者名簿の有効期限は、令和8年3月31日です。この期間に採用にならなかった場合には、その資格を失うことになります。
- (3) 最終合格者(名簿登載者)は、調布市ホームページで発表します(ホームページに受験番号がない方は不合格)。また、採用内定者については、個別に連絡いたします。

※ 最終合格者全員が採用されるわけではありません。採用が決まりましたら、個別に連絡いたします。

※ 合否に関する電話等のお問合せには、お答えできませんので、ご了承ください。

【参考】採用までの流れ

	時期	内容
書類選考（一次選考）	申込受付後，随時	申込書の内容を基に書類選考を実施。
一次選考の結果発表， 二次選考実施日の通知	随時実施 申込後，概ね2週間程 度で発表	調布市ホームページにて受験番号・二次選考日時等の詳細を発表（ホームページに受験番号がない方は不合格）。
面接選考・療育体験 （二次選考）	一次選考後，概ね2 週間程度で調整して 実施 ※午前中（約半日）	個人面接・療育体験（※）を実施。 ※実際に療育を体験してもらい，記録の作成，フィードバックを行います。選考に当たり，療育体験での技能についても加味いたします。
合格発表（名簿登載）	二次選考後，1週間程 度で発表 ※ 日程は，面接選 考時にお伝えしま す。	調布市ホームページにて受験番号を発表（この時点で採用が決定したわけではありません）。
採用内定	決まり次第随時	個別に連絡
採用決定		任用通知書は初回の出勤時に配付

9 お問合せ

調布市福祉健康部障害福祉課 子ども発達センター

電話：042-486-1190